

栃木市市民会議 第5回自治基本条例部会 会議要旨

日 時：平成27年7月22日（水） 午後7時～午後8時45分

会 場：栃木市役所 501会議室

出席者数：委員8名、事務局3名

1 開会

2 あいさつ

部会長：今回から条例の検証作業を始めていくことで、本日は、部会に先立って勉強会も開催して参加いただいたところです。限られた時間ですが、実りある会議になりますように皆様のご協力をお願いいたします。

3 議事

1) 条例の検証作業について・・・資料1から4

資料に基づき事務局説明

事務局：これから作業を進めるに当たり、共通理解を図るべき大きなポイントがあります。私たちの作業は、条文の規定の検証が目的です。今の条文がまちづくりの時勢に合っているかどうかを最終的にみていただきたいと思います。それを行うために、資料3、資料4のような条文に対する条例や制度を参考資料としてお示しいたしました。具体的な取組みに対する評価作業になると行政評価になってしまいます。もちろんご意見はどんどん言っていただいて結構ですので、このことを少し注意しながら部会を進めてまいりたいと思います。

それでは、資料の2作業スケジュールをみていただきたい。

全部で作業を5回に分けました。本日は、第1回目になりまして、資料の検証する条項の欄を見ていただきますと、総則から基本原則とあります。本日は、前文、第1条、第2条、第3条、第5条、第6条を検証いただきたいと思います。基本的には、関連する条文をグループ化しましたので、あとで確認をお願いします。

補足ですが、勉強会の位置付としては、皆さんが部会に望むための疑問を部会前に交通整理する位置付ですので、次回以降、第2回で情報について作業しますが、欲しい資料など事前にご連絡いただければ対応いたします。

次に2ページをご覧ください。皆さんが特に検証すべきと考える条項について事前に伺った意見をまとめた資料です。本日、この全ての意見について意見交換をすると時間が足りなくなってしまいますので、それぞれの作業の

回に該当する意見について触れてまいりたいと思います。進め方は、A委員からこのようなご意見をいただいていると事務局が読み上げますので、それについて補足があれば簡潔に補足説明をお願いしたい。作業については、条文ごとに行いたいのでよろしくお願いします。前文から3条までは、目的、位置付け、定義となっているので、事務局からの資料はありません。

続いて、資料3をご覧ください。

第5条「人権尊重の原則について」の資料です。委員からその取組みを知りたいとのことでしたので、1ページについては、総合計画の施策に基づく事務事業をお示ししました。具体的な取組みが、網掛けした部分になっています。2ページですが、関係例規として「栃木市男女共同参画条例」をお示ししました。男女共同参画は、人権施策の一つですが、この条例は、男女共同参画の理念を定め市、市民等の責務を明らかにすることと、男女共同参画に対する施策の基本となる事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、個人の尊重と男女平等を基礎とした豊かで活力ある栃木市のまちづくりに寄与することを目的とした条例です。

続いて、5ページ以降は、栃木市の人権施策推進プランです。5ページについては、概要版ではなくて、計画書全体から一部を抜き出した資料です。これは、人権施策推進プランが自治基本条例第5条の趣旨に基づいて策定された計画ということがご理解いただければと思います。委員からの意見で、配慮とは何を指しているのか知りたいとのことですが、ここでいう配慮ですが、第3項において、市民の個性及び能力が最大限に発揮できるように配慮しなければならないと規定している。第2項にも配慮と規定されているが、どちらともこの部分は理念的な規定と考えており、まちづくりのいたる面で、市民、市は個々を尊重しなければならないと考えております。

例えば、人権の尊重に関する部分での取組みということだが、例えば、広報紙を市民団体の吹き込みで、声の広報として、視覚に障がいのある方で希望する方に提供していることや、市の選管で、市長市議選において、音声の広報を作成するなどの取組みをしております。

続きまして、資料4ですが、資料の作り方は、資料3と同じようになっています。1ページ目は、網かけの部分が自然との共生の原則に関する市の取組み、2ページ目は、関係例規として栃木市環境基本条例です。この条例は、良好な環境の保全及び創造についての基本理念や市、市民等の責務を定め、施策の基本となる事項を定めた条例です。6ページは、栃木市環境都市宣言です。

これは、環境基本条例が施行され、市民、事業者、行政が一体となり良好な環境の保全と創造に取り組むこととしましたが、まずは、関係者が一体となり一つの目標に向かうことが大切です。そのため、市が「環境都市」を目指すために宣言したものです。続いて7ページは、環境基本計画の概要版です。環境基本条例の第9条に計画の策定が規定されているものです。先ほど

説明したとおり、条例が理念や施策の基本となることを規定して、計画が基本理念の実現のための具体的な取組みを示したものです。

部会長：事務局から説明がありましたが、1点目は検証作業の進め方について、2点目は各回で検証する条文の割り振りについて。この進め方でよろしいですか。特に異議が無いので、この進め方で進めさせていただきます。続いて、今日の検証作業として、5条と6条について説明がありましたが、質問はありますか。施策の内容は総合計画部会の行政評価で検証しますので、当部会では条例に基づいた制度があるかを検証します。5条については、人権施策推進プランが策定され、男女共同参画推進条例も制定されています。6条については、環境基本条例、環境基本計画、環境都市宣言があります。いかがでしょうか。

委員：資料3の第5条、人権尊重の原則で、例えば、障がい者の社会参加は人権の尊重に関係があると思えます。

事務局：栃木市人権推進プランの5ページをご覧ください。こちらに障がい者への考え方が示されており、その中で、就労支援と社会参加の促進が進められている。このプランの中では、このような取組みがなされるとなっている。総合計画にまずぶら下がるプランになるので、総合計画の中で位置付けられている認識です。

委員：つまり第5条、資料3について、自治基本条例の第5条に関係してくる市の施策としてこれだけという印象を作ってしまう気がして。

部会長：障がい者の人権は重要なテーマです。障害者権利条約の批准に伴い、政府には合理的な配慮が求められる。栃木県でも障がい者プランを新たに策定しているが、栃木市の新しい計画に障がい者の人権がうたわれているかは確かめてみる必要がある。人権施策推進プランでも障がい者に言及している。

事務局：今、確認をさせていただきました総合計画の中では、健康で生きがいを持てるまちづくりという基本方針の中で、総合的な福祉の構築という基本施策があります。その下に障がい者の自立支援の充実ということがあります。具体的な事業を申し上げると、発達障がい者などの巡回相談の相談率などが総合計画の中では指標として定められている。第5条を受けて総合計画の中では、福祉的な基盤を作るため、相談窓口の設置や専門職の充実などを図ることがうたわれている。単位施策の中で、このような事業が実施されている。

部会長：施策内容の検証は、総合計画部会で行い、この部会では検討の対象外とし

ます。他のご質問はありますか。ご意見には二つあると思います。一つは、自治基本条例の制定後に何か状況が変わったかどうか。今の障がい者施策のように国の施策の方向転換に対応できているかどうか。もう一つは、自治基本条例の運用に当たり何か問題が起きているかどうか。皆さんの日常生活で見聞きされていることを伺いたい。条例制定後も問題が改善されていない場合は、実効性を高める制度上の工夫も必要と思います。5条と6条については、関連計画や個別条例があるということで、よろしいでしょうか。特にご意見がないということで、5条、6条については条例に基づいた制度化がなされていると評価させていただきます。それでは、前文を含めてその他の条文について検討したいと思いますが、次回以降に比べると今回は非常に抽象的な内容なので検証も難しいと思います。それでは、資料2に関して個別にご意見をいただきたい。

事務局：それでは、各委員からいただいた資料2の意見を読み上げさせていただく。前文について、A委員から「まちづくりを推進し活力に満ちて住みやすく誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。町のイメージがわからない。具体的にどういう町を創るのか例として安全な町、災害の強い町、高齢者の長生きできる町など論じたらどうでしょうか」とのご意見をいただきました。

続いてB委員からの意見「岩舟町が合併し、その後条例が部分的に変更されたということはあるのでしょうか。平成29年度に向けて見直しとなると、前文から検討すべきなのかなと思いました。「太平山などの山々から・・・」となっているから岩船山も含むのだろうと推測でき、細かく表現するよりこのままの文のほうがいいのではという思いもありますが。」とのご意見をいただきましたが、合併による変更はございません。

C委員からの意見「何故、自治基本条例が必要なのか。この条例がないと栃木市の行政が進まないのかといった疑問が今一つ納得できません。又、条例に「最高規範」という形で優劣をつける事は妥当なのでしょうか？条例は全て横並びであり、上下の差別は法的にいかがなものかと考えます。」とのご意見をいただきました。前文と第1条については、以上の意見をいただきました。意見をいただいた委員から補足の説明があればお願いします。

A委員：私は、前文の文句を改めるという意見ではございません。読んでみた時にまちづくりのイメージが浮かばないんですね。第3条にまちづくりという用語の定義がありますが、私はその中にどういうまちを作るかっていうイメージを入れたら良いと考えているときに、やはり前文の中に入れた方が一番良いのではないかと考えた。なぜかというと、努力目標がないからです。市がこういうまちを作ると言えば、市民はその努力目標に結集してくると思います。何かイメージが分かるものを前文に入れたらどうかという意見です。

部会長：B委員はいかがでしょうか。

B委員：単純な考え方から、岩舟も入ったから何か変わるかなとか。観光ではないのだから前文にPRするわけではないからここに岩船山を。太平山とか入っているからここに岩船山とか単純に考えて合併したから変わることが普通かな。でも、などという便利な言葉が入っているので、このまま使えるのかと思った次第です。

部会長：岩舟町と合併したのに何も変わっていないことがおかしいじゃないかと。C委員からは、自治基本条例の必要性と最高法規性についての疑問です。この三つの意見について、委員の皆さんからの意見はありますか。また、自治基本条例の必要性についてのご意見もありましたが、いかがでしょうか。

委員：全体に対する私見ですが、最高法規とっているのと最高規範だから、規範ですから法的にというよりは気持ちの点で、自治基本条例は、全てを網羅して、これを市政運営の基盤として皆さんで検討することで、最高法規と書いてしまうと法的な上下が出てきてしまうかもしれない。最高規範と書くことによって上下が悪いわけではないのですが、一般的には最高規範と盛り込んでいるところは県内でも多いと思います。

部会長：栃木市の自治基本条例だけが「最高規範」と規定しているわけではないと。私自身は、最高規範よりも「共通基盤」という表現を好んで使っています。自治基本条例が最上位にありその下に個別の条例があるという関係よりも、自治基本条例という土台の上に個別の条例があるというイメージです。自治基本条例は必要なのかというと、自治基本条例が無い自治体もあるので、条例が無ければ不都合というわけでもないのですが、そもそも論になってしまいます。ただ、自治基本条例が制定されていなければ、こうして市民会議が設置されることもなかった。条例は必要ないというご意見も含め、皆さんの意見が検討されることもないわけですから、条例を制定した意味はあったと思います。何か具体的な不都合が生じていけば、廃止の検討も必要ですが、そうでなければ、条例を制定した市長や議会の意思を尊重すべきではないか。もしそれを否定するならば、もっと積極的な理由がないといけないのかなと思います。事務局はいかがですか。

事務局：委員のご意見も分かりますが、具体的な町のイメージは総合計画の将来都市像で。計画も5年ごとに前期、後期と定めていますので、時代に応じて変化することもあるので、自治基本条例としては、まちづくりの理念を前文で言って、まちづくりの具体的なイメージなどは総合計画でという整理はいか

がかと。

部会長：栃木市の具体的な将来像は、総合計画の基本構想で示すものであり、自治基本条例には、時代によって変わることのない普遍的なものを盛り込むことになると思います。

委員：第3条のまちづくりの規定ですが、これは意見ということで。住みやすいという表現について、住みやすいと住みよいと二つありまして、住みやすいの反対の言葉は、住みにくい。住みよいは、反対の言葉が無い。強いていえば、住み悪いとなりますが、普通日本語としては無いですよ。私としては、住みやすいよりは、総合計画の目標なり、この前文で、どういう町を目指すかとなったときに、市民にとって住みよい町。住みよい町というのがやはり目標になるべきではないかと。つまり住みやすい、住みにくいというのは、学校が有ります、病院が有りますなどサービスを受けることであり、他の町や市の方がもっと良いサービスを受けられるといったときに、こちらの方が住みやすいとなりますが、最終的には市民の中に愛着や誇りなどが、更に加わって、住みやすいに新たな価値が加わって、住みよいになると。それが市政の一つの目標ではないでしょうか。そう考えると、前文の中では、住みよいと表現した方が良いのではないかと思います。

部会長：自治基本条例の前文には関係者の思い入れもあるようなので、一つのご意見として承ります。

委員：岩舟が合併してみかも山は万葉集で歌われてます。それが一つも入っていないですね。太平山よりはるかにみかも山は有名です。ぜひ、入れて欲しいと思います。

委員：私も合併したのに、何で太平山だけなのかなと思って書きましたが、ここに「など」という言葉が入っていますので、それで含むのかなと解釈しました。

部会長：「など」と含まれると岩舟の方は納得できないとなりますよね。

委員：最初作る時に論議があったと思います。じゃ、各地域の特産物や有名な所を全て羅列するか。それが良いのかどうかという問題も。それで良いとなれば、そのようなやり方もあると思いますけど。それと、やはり自治基本条例とは、市政の主権者は市民にある、市民は積極的に市政に参加しようとか、市は市民の信託によるものとうたいあげたところが基本的な気がします。自治基本条例は住民自治をうたいあげることが重要なものと私は思います。市

長は、そういうことで、条例の論議をしてくれと。市長も議員も職員も任せられたのだからやりたい放題までとは言わないが、これで良いということではないと非常に大切な条例と私は思う。

部会長：条例の本体は1条以下ですし、住民自治を担保することが目的なので、前文の特産品とか名称にこだわるよりは、本文の規定内容にこだわるのが本筋ではないかと思います。

委員：要するに小説ではないという気がするんですね。不満も出るかもしれないが、全部並べたら最後まで読むのが大変になってしまう。

部会長：岩舟との合併によって、条例の本文に矛盾が生じた場合には検討する必要がありますが、前文のためだけに見直す必要があるでしょうか。

委員：先ほど部会長の話を聞いていて、それもそうだったけども、言葉一つだけで条例を改正しましょうと、住みやすくではなく住みよいという改正しますというやり方が、本質的にならと変わるのならあれだけど、どうなのかなと今だに。じゃ、みかも山を入れるために条例を改正することについては、もろ手を挙げて賛成とはいかないなという気がします。

部会長：改正となると相当な手間もかかりますので、コストも含めて考えなくてはいけないと思います。他に前文についてご意見ございませんか。

委員：今の前文の件で、事務局にお願いがあります。前文を決める時の制定過程を他の委員の方は分らないと思います。最終的に自治基本条例を作った時のあれをプリントアウトした方が良いと思う。私を含め数名の委員は、自治基本条例を作ってきているので、過程が分かりますが、他の方は分らないので、なぜ、前文でみかも山が無いのかなどが理解できると思います。前文をやるにも何十時間とかけた色々な意見が出てきて、各地域から出す意見もあったが、あくまでも条例の前文であることから、要約しなければならないという制約がある以上、こういう形である程度誰が見ても分かる旧栃木と旧大平の自治基本条例の前文を見せてこのようなものを参考に自治基本条例ができたと分かるようにプリントアウトしたものを示した方が納得できるのではないかと思います。

部会長：確かに丁寧ではありますが。

委員：これを直すのに過程が分らないとなぜこのようになっているのか。

委員：太平山は出ているが、晃石山の方が結構有名ですね。太平が出てない。岩舟が出てないというけどね。ある程度は合併したのだから、太平山といえど皆わかっているはずですよ。全部の桜が集中してある所が晃石山ですよ。自分の所は載せてもらいたいですよね。でもそうはいかないということは、私は理解しているつもりです。

部会長：旧市町意識は無くして、オール栃木で考えていただきたいと思います。全体的にはどうしても見直しが必要だということではなかったと思います。各委員からの貴重なご意見は記録いたしますが、部会の結論としては見直しなしということではいかがでしょうか。

委員：でも、それでは、なぜみんな集まっているかということですよ。とりあえず納得してくれで終わりだったら意味がないのではないですかと思います。先ほどの住みやすくとか住みよいかの言葉がなんか気持ち的に心にくるものがある、もし変えても良いのなら変えても良いのではないかなって、私個人的には思いました。

部会長：ご意見は記録いたしますので、市町や議員が会議録をご覧になって条例の修正を検討するかもしれません。一個人の意見としては尊重いたしますが、色々な意見があるので、部会の意見としてまとめるのは難しいと思います。

委員：前文とか直接あれではないですが、文書でも出していたが逐条解説の1番下の部分に6月定例会で条例案を制定と記載されている。今後逐条解説を印刷する場合は、これを取らなければならないと思う。

部会長：解説書については、指摘があれば適宜修正していただいた方が良いでしょう。明らかな誤りは、部会に諮らなくても結構なので、対応してください。それでは、1条以下を検討したいと思います。まずは、1条についてご意見ありますか。これは目的規定なのでよろしいでしょうか。2条についてはいかがですか。

事務局：D委員から市の職員は、この条例を熟知するだけでなく条例の趣旨に則り市政を運営しなければならない責務があるはず。周知の方法として研修などがどのように行われているのか知りたいとのご意見をいただいております。また、E委員からの意見は、第10条、14条、41条、附則と出ていますが、趣旨的には、この2条に関することと思われるので、E委員からも補足をいただきたい。

E委員：具体的な例を言いますと、旧都賀町の施設が合併により市の施設となった。地元の町内会で日曜に施設を使いたくても、条例に合致してないから使えな

いと前々から言われていた。でも、旧都賀町では自治会で使いたいと言っても合致しないから駄目だと言われたんですが、今回自治基本条例が出来あがって陳情したわけですね。市の施設を管理する所に行っても、色々な問題があるのかしれませんが、各地域の課長が担当するので、そちらと話をしていたきたいと言われた。都賀支所に行って掛け合ったが条例に無いものではないと。自治基本条例では、職員は市民の意見をくんでやらなくてはならないと規定されているが分かっていますかと聞くと分かっていますと。分かっていますと言ったってやってくれないのでは意味がないでしょう。最終的には、地域の自治会、老人会などに限って、住民自治に関するものであれば施設を使って良いでしょうとなりました。しかしながら、職員は末端まで全員がこの自治基本条例を熟知して市民のためにやっているかどうかと言ったらいささか疑問を感じるがあったので、今回提言しました。職員はみんな市民のためにやらなくてはならないということが念頭に無い気がするんです。常に市民のために、決裁権がなくてもいいじゃないですか。話があった時に、市長こんな話が市民からあったからどうでしょうかと起案して否決なら否決ではないかと。それもしないうちから条例で無いものではないよと。それは少しおかしいのではないかと。職員全員が理解しなければならないから意見として提出しました。以上です。

部会長：市民会議は、自治基本条例の制定後も適正に運用されるよう監視するのが目的ですので、こうしたお話は重要だと思います。ただ、個別の事案なのか制度そのものの見直しに反映させるべきなのか、対処にはいろいろあります。このようなことも含めて、市役所の方もぜひ自治基本条例の趣旨に沿った市政運営がなされるよう改めて周知徹底を図っていただきたい。

委員：やっぱり市役所に行って話をしても、自治基本条例を知らない職員も相応にいる気がするんですよ。少なくとも研修とか有るわけだから、全部覚えると言っても無理があるだろうから、このような最高規範と言われるものが在るんだからということは知っておかなければならないのではと思います。

部会長：解説書は、職員に配布されているのですか。

事務局：新採用職員に配付している。また、職員がいつでも見られるように、イントラネットに掲載している。条例制定時には、職員を対象とした研修会を実施しています。

委員：栃木市の状況は分かりませんが、一般的に言えることは、非正規の職員が行政内に増えています。窓口業務が中心だと思いますけど民間に委託されるようになっていっている中で、そのような雇用形態の職員は研修の対象として含まれ

るのか。

事務局：職員の研修については、正規の職員と臨時職員と現業職に分けて職員課が研修を行っておりますが、臨時職員の研修とは、年1回程度と思います。自治基本条例については、ふれておりませんので、あくまでも庁内のイントラネットで見える機会がなければ、ふれる機会は少ないのかと思います。もう一つ、委託については、公の施設に関しては指定管理者制度を導入し管理していますが、市民が施設を利用したときに、指定管理者の職員を市の職員と思っている方もいると思われるから、その方達を対象に周知しているかというところではおりませんので、積極的な周知はできていないと考えられます。

部会長：外部委託者を含めるとなると難しいところですが、2条の周知についてはご意見ありますか。自治基本条例のパンフレットや逐条解説書を読む機会はいつでもありますが、実際に全文を読むことはない。何か問題があって市民から指摘を受けて、改めて関連条文を読んで気づくことが多い。むしろ個別事案の際に職員に指摘することが条例の運用を高めることになると思います。

事務局：元々、自治基本条例を制定する目的というのが、地方自治の本旨が憲法にうたわれておりますが、地方自治の本旨とは具体的に示されているわけではなくて、学説では、団体自治や住民自治とされていて、具体的な理念を定めるのが自治基本条例であると考えますので、こういうものは栃木市の住民自治が段々根付いていけば、例えば先ほどの400何条の条例を知らなくても生活できているわけですね。一つ一つ制度化されていって、住民が市政に溶け込んでいく過程の中で、自治基本条例が条文として入っていくよりは、自分たちのまちは自分たちで作るという理念が浸透していくことが最終的に目指すところかなと思います。確かに条文を知ってくださいということも必要なのかもしれませんが、一人でも多くの方が市政に関心を持っていただくことを目指していくことが重要なのかと思っております。

部会長：条例の実現には職員の理解も必要ですが、条例には市民の役割や責務も規定されていますが、市民がどこまで理解しているのか疑問もあります。
具体的な研修方法などについてご提案はありますでしょうか。

委員：別に1条からずっとやっていけという意味ではなくて、こういうものがあるって、市の職員は市長の命を受けながらだけでも、市民の付託に応えることを、それは採用の時なりなんなりやっていると思いますが、自治基本条例を作ろうということで、市民会議が設けられて、更にそれがどのように実践されているかを今の市民会議で検証しているわけだから、1条からは全部できないよというものの言い方はないと思います。結局そういう言い方をするから

先ほどのような話がでてくるんですよ。こういうものが有るということを市民全部は無理としてもこれを守っていくのは市の職員がやっているわけだから、そういう努力をすることを表明してもらわないとさ、それこそ何のために我々は論議しているのよ。先ほどの発言は、事務局の答弁からくるんですよ。

事務局：誤解が生じたので、私の申し上げた言葉が足らなかったということですけど。努力しないと申し上げたのではなくて、条文そのものを理解してもらうことは難しいという言い方であったので、自治基本条例の存在は、当然市の職員は元より指定管理の職員であったり、臨時職員であっても総務課としては周知徹底を図っていくことはもちろん、やっていきます。それは、職員は直ぐにはできないので、時間をかけて取組んでいくしかない。これは継続していくしかないとしか申し上げられない。

委員：それでいいと思うんですよ。嘘も方便じゃないけども、さっきの答弁だとそんなこと言ったって感じに受け取っちゃう。そうじゃなくて、せっかくここで論議してるんだから、また手間かけて作ってきたものなんだから、少しでも職員が意識するようなことをやって欲しいということです。先ほど資料をもらったけど自分なんか何を質問したらいいかわからないけどね。実際、この条をみて解説読んだって分らないですよ。その姿勢を直してもらいたいで、それさえしていただければ私は何も言いません。

委員：いま、話を聞いて職員の教育云々より、職員はやはり市民の奉仕者であることが基本であると思うんですよ。うちも、まちづくりをやった中で、先ほど話がでた名前を入れてくれとかは、なかなか難しいので、県名の発祥の地栃木市、栃木市の礎を築いた皆川氏と必ず言って案内したりしている。地域まちづくり課の夢フェーレ事業があります。それを利用していただいて、皆川のパンフレットを作らせていただきました。職員も一生懸命手伝ってくれている人がおります。職員が皆駄目なんだよってわけにはいかないんで。何を言いたいかというと、まちづくりは、活性化を求めて皆川城を中心とした中で持ってこうということだから、具体性がないんですけども、皆川で採れたもの、皆川の良さを知ってもらって、山城を中心として、1年中来ていただけるような。皆川の財産区を市に移管するときに、皆川のために使ってくださいと念押しして作らせてもらいました。そういうことで、市の人も頑張ってくれてるんですけども、もうちょっと頑張ってもらいたいという要望でした。自治基本条例の中では、そういうことで、職員は市民の奉仕者であるということが基本で徹底していただければ別に前文がどうのこうの言うよりも、間違っていればあれですけども、旧栃木市ですからね、合併したから他の入れてくれて言っても、特別に間違っていれば改正しても良いと思いますけど

も。

委員：この自治基本条例はあくまでも基本なんですよね。だけどね、市民がこうしたい、ああしたい、って言ったらね。この基本はこうなんですけど、こうしましょうとか融通が利かなかつたら役人は駄目ですよ。そんじゃ、ちゃんと話を聞いて、住民が使い良いとかさ。そこはそこで検討して、それぐらいはね。やっぱり認めて。市民あつての市役所だかんね。だからそれはねあくまでも話を聞いて、こういう主張なんか。時間をかけて調査をしてやってもらいたい。先ほどの都賀の人は残念と思いますよ。最初からこうだと駄目だということではなくて非常に残念だと私は思ってますよ。ただ、それはね、そこなりに条例がこうありますけど、やっぱり市民がこう言っているんですということで、検討しましょうと。こればかり基本六法全書でみんなしばっちゃってやったって同じことでしょうか。やっぱり逃げるとこは逃げて、考えるところは考えて、やっぱり判断力なんですよ問題は。分かります。そういうことでお願いします。

委員：私、基本的に思うんですけど、その部署によっている人たちが例えば男女共同参画条例だったら、人権男女共同参画課。その人たちはものすごく一生懸命で、活動してくれて色々な情報も提供してくれるし、積極的に活動してくれる人がいっぱいいるんですよ。だからその部署によって専門的に知っていてくれれば私はそれだけでもいいのかなって思います。そしてやっぱり何でも良しではなくてある程度ルールがあるので、じゃ市役所は空いてんだから日曜日貸してくれよって言ったってそれは無理な話かもしれないし、そのへんはルールに基づいて行動するのも必要なのかなって感じました。

部会長：だいぶご意見が出てまいりましたので、まとめるのが難しいのですが、2条のご指摘に関しては、職員は条例の内容を把握しろということではなく、住民自治という条例の趣旨を職員に理解してほしいというご意見として記録に残しておきたいと思います。

委員：職員の方をもう一度確認ですが、正式採用された職員の他に臨時職員を含めて、市の業務に携わる方全て宣言するわけですよ。個人情報も漏えいしてはいけないとかと同じように、もう一度、正規、非正規関係なく市の業務に携わる人は市民のためにやるってことで、意識づけとかやる必要があると思います。普通、民間会社の場合には、アルバイトであろうと臨時採用であろうと正式社員であろうと服務規程があつてそこに違反するものは駄目ですよと厳しく問われるんで、市であっても同じではないかと思ひます。

部会長：禁止されていることに関しては、厳格に周知をしなければいけません、

住民本位で仕事をしなければならないといったことに関しては、委託されている業務内容にもよるので、一律には整理しにくい。ただ、正職員だけでは狭すぎるというご指摘はそのとおりなので、業務内容に合わせて周知の範囲を柔軟に考える必要があると思います。

部会長：3条についてはいかがでしょうか。市民の範囲が広すぎるとのご指摘がありますが、事務局あるいは委員の皆様いかがですか。

委員：結論から言うと条例に書いてあるとおりで良いと思います。私も最初は市民を住民と試してみたり、あるいは、外国人だって含むとしたりいろいろ論議があったと思いますが、ここに書いてある中身で私は良いと思います。

部会長：自治基本条例を制定する際の基本的な考え方は、自治基本条例では幅広く定義しておいて、個別の制度で必要に応じて限定するというものです。まちづくりに関しては市民を広く捉えていますが、市政運営に関しては限定されていて、例えば住民投票制度では日本国籍を有する有権者に限られます。市民の定義が広すぎるというご意見も理解できますが、条例を制定する時もいろいろと議論があった結果、取りまとめたものなので、制定時の考え方を踏襲させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。特にご異議がないようですので、そのように整理いたします。

4) その他

事務局：次回の部会は9月を予定している。日程が決まり次第ご案内する。

4 閉会